

平成 17 年度「禁煙週間」の実施について

平成 17 年 6 月 3 日

第 14 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

平成17年度「禁煙週間」の実施について

毎年5月31日は、世界保健機関（WHO）が定める「世界禁煙デー」であり、厚生労働省では、平成4年から世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」（5月31日～6月6日）と定めて、普及啓発を行っている。

厚生労働省としての本年の実施内容は以下の通りである。

1. 禁煙週間のテーマ

「たばこ規制における保健医療専門家の役割」

（参考）WHOのテーマ：The role of health professionals on tobacco control

趣旨：世界的には保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が本年2月27日発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められている。

このような状況の下、平成17年度においては、保健医療関係者（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等）の協力を得て、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等についての普及啓発を積極的に行うものである。

2. 世界禁煙デー 5月31日（火）
禁煙週間 5月31日（火）～6月6日（月）

3. 主要な実施事項

○世界禁煙デー記念シンポジウムの開催・・・別添1

「2005年世界禁煙デー記念シンポジウム」

（5月31日（火）サイエンスホール：東京都千代田区北の丸公園2-1）

○厚生労働大臣メッセージの発表（記念シンポジウムにおいて発表）

○「世界禁煙デーへの協力について」閣議における厚生労働大臣発言

○「禁煙週間」実施要綱の策定、周知・・・別添2

・各省庁、地方自治体、関係団体及び厚生労働省内部部局等に対する通知の中で、本実施要綱の周知を図るとともに「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨について理解と協力を求める。

○本週間用ポスターの作成、配布、掲示・・・別添3

・作成部数：50,000部

・配布先：各省庁、地方自治体、保健所、医療機関、関係法人等

○厚生労働省ホームページ等による新規情報の提供

「たばこと健康に関する情報ページ」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html>

4. 本週間中における厚生労働省本庁舎における対応

○職員へ向け、省内放送で禁煙の呼びかけを実施（午前10時の1回/日）

○1階喫煙室の閉鎖（午前10時～午前12時）

○庁舎内のたばこ自動販売機の停止

2005年世界禁煙デー記念シンポジウム

- テーマ たばこ規制における保健医療専門家の役割
WHOのテーマ：「たばこ規制における保健医療専門家の役割」
(The role of health professionals on tobacco control)
- 日時 平成17年5月31日(火) 開場12時30分
- 会場 サイエンスホール(東京都千代田区北の丸公園2-1)
- 共催 厚生労働省、(社)日本医師会、(社)日本歯科医師会、(社)日本薬剤師会、(社)日本看護協会、たばこと健康問題NGO協議会<がん研究振興財団、結核予防会、健康・体力づくり事業財団、日本食生活協会、日本対がん協会、母子衛生研究会、日本公衆衛生協会、日本心臓財団>、「喫煙と健康」WHO指定研究協力センター
- 後援 内閣府、警察庁、人事院、文部科学省、東京都
日本栄養士会、日本循環器管理研究協議会、日本学校保健会、
中央労働災害防止協会、日本禁煙推進医師歯科医師連盟、
全国禁煙・分煙推進協議会
- 目的 保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が本年2月27日に発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められている。
このような状況の下、本年は「たばこ規制における保健医療専門家の役割」をテーマに、保健医療関係者の協力を得て、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等についての普及啓発を積極的に行うこととするものである。
- 対象 国民一般、行政・保健医療・教育関係者、その他

●プログラム(予定)

12:30-13:00	開場
13:00-13:10	開会挨拶 厚生労働大臣
13:10-13:30	報告 「たばこ規制枠組条約と政府の取組について」 ○厚生労働省大臣官房参事官(健康担当) 瀬上 清貴
13:30-14:30	講演 「たばこ規制における保健医療専門家の役割」 ○岐阜大学大学院医学研究科教授 藤原 久義
14:30-14:40	休憩
14:40-15:50	パネル討論「保健医療専門家とたばこ規制」 座長：(財)愛知県健康づくり振興事業団 健康科学総合センター長 富永 祐民 パネリスト：(社)日本医師会常任理事 土屋 隆 (社)日本歯科医師会常務理事 石井 みどり (社)日本薬剤師会常務理事 木村 隆次 (社)日本看護協会常任理事 漆崎 育子
15:50-16:00	閉会挨拶 たばこと健康問題NGO協議会会長 島尾 忠男

2005年世界禁煙デー記念シンポジウム
パネル討論における決議文

私たちは本日「保健医療専門家とたばこ規制」と題するパネル討論を行い、その中で、「健康日本21」に掲げるたばこ対策の目標の達成に向けた取組を一層推進するとともに、たばこ対策を更に強化することが必要であるということを改めて確認いたしました。

よって、政府に対し、以下の点について強く要求する。

- 1 「健康日本21」において喫煙率の低下に関する数値目標を設定すること
- 2 未成年者喫煙防止対策として、たばこの自動販売機に関して、将来的には撤去することを目指し、その規制を段階的に強化していくこと
- 3 公共の場及び職場における受動喫煙防止対策を徹底すること
- 4 たばこ価格を引き上げ、それにより増加した税収を健康づくり施策に活用すること

また、本日のシンポジウムを契機として、保健医療関係団体としても、それぞれのたばこ対策の取組を一段と強めるとともに、十分に連携し、なお一層の努力を重ねることを宣言する。

平成17年5月31日

(財)愛知県健康づくり振興事業団	
健康科学総合センター長	富永祐民
(社)日本医師会常任理事	土屋隆
(社)日本歯科医師会常務理事	石井みどり
(社)日本薬剤師会常務理事	木村隆次
(社)日本看護協会常任理事	漆崎育子

平成17年度「禁煙週間」実施要綱

1 名称

平成17年度「禁煙週間」

2 趣旨

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっている。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、以来計16回の決議を採択しているが、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

本年2月27日には保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められている。

このような状況の下、WHOでは本年の世界禁煙デーのテーマを「たばこ規制における保健医療専門家の役割」としていることから、今年度の本週間においては、保健医療関係者（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等）の協力を得て、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等についての普及啓発を積極的に行うこととするものである。

3 禁煙週間のテーマ

「たばこ規制における保健医療専門家の役割」

(参考) WHOのテーマ：「たばこ規制における保健医療専門家の役割」

(The role of health professionals on tobacco control)

4 期間

平成17年5月31日（火）から平成17年6月6日（月）まで

5 主唱

厚生労働省、（社）日本医師会（予定）、（社）日本歯科医師会（予定）、（社）日本薬剤師会（予定）、（社）日本看護協会（予定）、たばこと健康問題NGO協議会、「喫煙と健康」WHO指定研究協力センター

6 協力機関

(財)がん研究振興財団、(財)結核予防会、(財)健康・体力づくり事業財団、(財)日本公衆衛生協会、(財)日本食生活協会、(財)日本心臓財団、(財)日本対がん協会、(財)母子衛生研究会

7 本週間に実施する事項

(1) 厚生労働省における取組

厚生労働省及び附属機関は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、特に未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止等の取組について、国民一人一人が身近な問題としてとらえ、継続して取り組んでいけるようなたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会の協力を得て行うこととしている。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・厚生労働省ホームページによる世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供
- ・広報誌による禁煙週間及びたばこ規制枠組条約等についての紹介
- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
- ・関係省庁およびそれら省庁を通じ関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示を要請
- ・世界禁煙デー記念シンポジウムの開催

イ 未成年者の喫煙防止対策

- ・警察庁及び文部科学省に対し、地方自治体が行う未成年者の喫煙防止対策の講習会、授業等について、警察や教育委員会の協力が得られるよう要請

ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（事務室内禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・関係省庁およびそれら省庁を通じ関係機関等に対し、施設内における受動喫煙防止対策の実施について協力を要請

エ その他

(2) 地方自治体における取組

都道府県、政令市、特別区及び市町村は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
- ・本週間用ポスター、パンフレット等の配布及び掲示
(ポスターの掲示については、未成年者の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなど配慮すること。)

- ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催

イ 未成年者の喫煙防止対策

教育委員会、警察の協力を得て

- ・学校保健担当者等を対象とした未成年者の喫煙防止に効果的な教育方法等を指導する講習会の実施
- ・児童・生徒を対象とした未成年者喫煙防止法の趣旨の徹底、たばこの健康への影響に関する知識についての授業等の実施

ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（事務室内禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・受動喫煙対策が遅れている飲食店、娯楽施設等の事業者を対象とした受動喫煙防止対策に関する講習会、個別指導等の実施
- ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における受動喫煙防止対策の取組の推進

エ 禁煙支援

- ・保健所、市町村保健センター等における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施

オ その他